



住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に基づく

# 設計住宅性能評価書

(新築戸建て住宅)

東京都西東京市芝久保町 4-26-3

株式会社 東栄住宅 代表取締役 西野 弘様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成 13 年 8 月 14 日国土交通省告示第 1347 号（最終改正令和元年 11 月 15 日国土交通省告示第 781 号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

1. 建築主 株式会社 東栄住宅 代表取締役 西野 弘  
東京都西東京市芝久保町 4-26-3 TEL : 042-463-0220
2. 設計者 株式会社東栄住宅 東京設計一級建築士事務所 小俣 剛優  
東京都小平市花小金井 3-1-1 TEL : 03-5426-2885
3. 住宅の名称 朝霞市三原 3 丁目 3 棟 2 号棟
4. 住宅の所在地 埼玉県朝霞市三原三丁目 1466 番 24 の一部
5. 住宅に関する基本的な項目 建築面積 : 40.99 m<sup>2</sup> 延床面積 : 110.85 m<sup>2</sup>  
構造 : 木造（枠組壁） 階数 : 地上 3 階・地下 0 階  
確認方法 : 設計住宅性能評価申請書による確認

|          |                |         |                       |
|----------|----------------|---------|-----------------------|
| 評価書交付年月日 | 令和元年 12 月 26 日 | 評価書交付番号 | 020-50-2019-1-1-13958 |
|----------|----------------|---------|-----------------------|

登録住宅性能評価機関名



株式会社 住宅性能評価七



機関登録番号

国土交通大臣 6

評価員氏名

西川恵理

## 設計住宅性能評価内容書（必須項目）

020-50-2019-1-1-13958

一部選択項目を含む

| 項 目            |                                                                             | 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 構造の安定に関すること | 1-1 耐震等級<br>(構造躯体の倒壊等防止)                                                    | 地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                | ③                                                                           | 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                | 2                                                                           | 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                | 1                                                                           | 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                | <input type="checkbox"/> 評価対象外(免震建築物)                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                | 1-2 耐震等級<br>(構造躯体の損傷防止)                                                     | 地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                | ③                                                                           | 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                | 2                                                                           | 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                | 1                                                                           | 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）に対して損傷を生じない程度                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                | <input type="checkbox"/> 評価対象外(免震建築物)<br><input type="checkbox"/> 選択せず      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                | 1-3 その他<br>(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)                                         | 評価対象建築物が免震建築物であること<br><input type="checkbox"/> 免震建築物 <input checked="" type="checkbox"/> その他                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                | 1-4 耐風等級<br>(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)                                              | 暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                | ②                                                                           | 極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度                                                                                                                                                                                                                                         |
|                | 1                                                                           | 極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                | <input type="checkbox"/> 選択せず                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                | 1-5 耐積雪等級<br>(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)                                             | 屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                | 2                                                                           | 極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度                                                                                                                                                                                                                                         |
|                | 1                                                                           | 極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                | <input checked="" type="checkbox"/> 該当区域以外<br><input type="checkbox"/> 選択せず |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                | 1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法                                                    | 地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法<br>地盤調査方法 [ スウェーデン式サウンディング試験 ] 地盤改良方法 [ <input type="checkbox"/> ]<br><input checked="" type="checkbox"/> 地盤の許容応力度 [ 21 kN/m <sup>2</sup> ] <input type="checkbox"/> 杭状改良地盤の許容支持力度 [ kN/m <sup>2</sup> ]<br><input type="checkbox"/> 杭の許容支持力 [ kN/本 ] <input type="checkbox"/> 杭状改良地盤の許容支持力 [ kN/本 ] |
|                | 1-7 基礎の構造方法及び形式等                                                            | 直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長<br><input checked="" type="checkbox"/> 直接基礎 構造方法 [ 鉄筋コンクリート造 ] 形式 [ ベタ基礎 ]<br><input type="checkbox"/> 杭基礎 杭種 [ ] 杭径 [ cm ] 杭長 [ m ]                                                                                                                                                                                                     |
|                | 3. 劣化の軽減に関すること                                                              | 3-1 劣化対策等級<br>(構造躯体等)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                | ③                                                                           | 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代（おおむね75～90年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                | 2                                                                           | 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代（おおむね50～60年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                | 1                                                                           | 建築基準法に定める対策が講じられている                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                | 4. 維持管理・更新への配慮に関すること                                                        | 4-1 維持管理対策等級<br>(専用配管)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                | ③                                                                           | 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                | 2                                                                           | 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                | 1                                                                           | その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                | 5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること                                                      | 5-1 断熱等性能等級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                | 地域区分<br>[ 6地域 ]                                                             | ④ 熱損失等の大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                | 3                                                                           | 熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                | 2                                                                           | 熱損失の小さな削減のための対策が講じられている                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                | 1                                                                           | その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                | <input type="checkbox"/> 選択せず                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                | 5-2 一次エネルギー消費量等級                                                            | 一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                | 地域区分<br>[ ]                                                                 | 5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準に相当する程度）が講じられている                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                | 4                                                                           | 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                | 1                                                                           | その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                | <input checked="" type="checkbox"/> 選択せず                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 必須 | 実施 | 表示事項                           |                                                                                                         | 表示の方法                                                                                                                           |
|----|----|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○  | ○  | 1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）            |                                                                                                         | 等級3 ・ 等級2 ・ 等級1 ・ 評価対象外（免震建築物）                                                                                                  |
| -  | ○  | 1-2耐震等級（構造躯体の損傷防止）             |                                                                                                         | 等級3 ・ 等級2 ・ 等級1 ・ 評価対象外（免震建築物）                                                                                                  |
| ○  | ○  | 1-3その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） |                                                                                                         | 免震建築物 ・ その他                                                                                                                     |
| -  | ○  | 1-4耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）      |                                                                                                         | 等級2 ・ 等級1                                                                                                                       |
| -  | ○  | 1-5耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）     |                                                                                                         | 等級2 ・ 等級1 ・ 該当区域外                                                                                                               |
| ○  | ○  | 1-6地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法        |                                                                                                         | 地盤調査方法 ・ 地盤改良方法<br>地盤の許容応力度 ・ 杭状改良地盤の許容支持力度<br>杭の許容支持力 ・ 改良地盤の許容支持力                                                             |
| ○  | ○  | 1-7基礎の構造方法及び形式等                |                                                                                                         | 直接基礎 ： 構造方法 ・ 形式<br>杭基礎 ： 杭種 ・ 杭径 ・ 杭長                                                                                          |
| -  | -  | 2-1感知警報装置設置等級（自住戸火災時）          |                                                                                                         | 等級4 ・ 等級3 ・ 等級2 ・ 等級1                                                                                                           |
| -  | -  | 2-4脱出対策（火災時）                   |                                                                                                         | 直通階段に直接通ずるバルコニー ・ 隣戸に通ずるバルコニー<br>・ 避難器具 ・ その他 ・ 該当なし                                                                            |
| -  | -  | 2-5耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））      |                                                                                                         | 等級3 ・ 等級2 ・ 等級1 ・ 該当なし                                                                                                          |
| -  | -  | 2-6耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））    |                                                                                                         | 等級3 ・ 等級2 ・ 等級1 ・ 該当なし                                                                                                          |
| ○  | ○  | 3-1劣化対策等級（構造躯体等）               |                                                                                                         | 等級3 ・ 等級2 ・ 等級1                                                                                                                 |
| ○  | ○  | 4-1維持管理対策等級（専用配管）              |                                                                                                         | 等級3 ・ 等級2 ・ 等級1                                                                                                                 |
| ※1 | ○  | 5-1断熱等性能等級                     |                                                                                                         | 地域区分 ： 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 8<br>等級4 ・ 等級3 ・ 等級2 ・ 等級1                                                                   |
| ※1 | -  | 5-2一次エネルギー消費量等級                |                                                                                                         | 地域区分 ： 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 8<br>等級5 ・ 等級4 ・ 等級1                                                                         |
| -  | -  | 6-1ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）        |                                                                                                         | 製材等（丸太及び単層フローリングを含む）を使用する<br>特定建材を使用する<br>その他の建材を使用する<br>内装 ： 等級3 ・ 等級2 ・ 等級1 ・ 該当なし<br>天井裏等 ： 等級3 ・ 等級2 ・ 該当なし                 |
| -  | -  | 6-2換気対策                        | 居室の換気対策                                                                                                 | 機械換気設備 ・ その他                                                                                                                    |
|    |    |                                | 局所換気設備                                                                                                  | 台所 ： 機械換気設備 ・ 換気のできる窓 ・ なし ・ 該当なし<br>浴室 ： 機械換気設備 ・ 換気のできる窓 ・ なし ・ 該当なし<br>便所 ： 機械換気設備 ・ 換気のできる窓 ・ なし ・ 該当なし                     |
| ※2 | -  | 6-3室内空気中の化学物質の濃度等              |                                                                                                         | 特定測定物質の名称<br>特定測定物質の濃度<br>特定測定物質の濃度を測定するために必要とする器具の名称<br>採取を行った年月日、採取を行った時刻並びに内装仕上げ工事の完了した年月日<br>採取条件<br>特定測定物質の濃度を分析した者の氏名又は名称 |
| -  | -  | 7-1単純開口率                       |                                                                                                         | 単純開口率（％以上）                                                                                                                      |
| -  | -  | 7-2方位別開口比                      |                                                                                                         | 北面 ・ 東面 ・ 南面 ・ 西面 ・ 真上（％、％以上）                                                                                                   |
| -  | -  | 8-4透過損失等級                      |                                                                                                         | 北面 ： 等級3 ・ 等級2 ・ 等級1 ・ 該当なし<br>東面 ： 等級3 ・ 等級2 ・ 等級1 ・ 該当なし<br>南面 ： 等級3 ・ 等級2 ・ 等級1 ・ 該当なし<br>西面 ： 等級3 ・ 等級2 ・ 等級1 ・ 該当なし        |
| -  | -  | 9-1高齢者等配慮対策等級（専用部分）            |                                                                                                         | 等級5 ・ 等級4 ・ 等級3 ・ 等級2 ・ 等級1                                                                                                     |
| -  | -  | 10-1開口部の侵入防止対策                 | a：住戸の出入口                                                                                                | すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である（シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部を含む）<br>・ その他 ・ 該当する開口部なし                                          |
|    |    |                                | b：地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く） | すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である（シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部を含む）<br>・ その他 ・ 該当する開口部なし                                          |
|    |    |                                | c：a及びbに掲げるもの以外のもの                                                                                       | すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である（シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部を含む）<br>・ その他 ・ 該当する開口部なし                                          |

※1：5-1又は5-2若しくは両方の選択が必要な項目で、必須項目となる

※2：建設住宅性能評価のみの項目となる